

2025 年度募集

一般社団法人 大学女性協会 国内奨学生



大学女性協会国内奨学金は、将来のリーダーになり得る優秀な女子学生に学資を授与し、その勉学と研究活動を奨励することを目的として、会員その他の寄付によって1948年に設立されました。本奨学金は一般奨学金・社会福祉奨学金・安井医学奨学金の3部門からなり、一般奨学生および社会福祉奨学生から、女性、教育、国際関係分野の研究をおこなう者1名をホームズ奨学生とします。ホームズ奨学金は、大学女性協会の創立に貢献したアメリカ人女性ルル・ホームズ氏を記念して1952年に設立されました。安井医学奨学金は、医師安井潤氏の遺族による寄付を基に、1991年に設立されました。

一般社団法人 大学女性協会

〒160-0017 東京都新宿区左門町11番地6の101

TEL 03-3358-2882 FAX 03-3358-2889

e-mail kokunaifellowship@jauw.org (国内奨学担当)

URL <https://jauw.org/>

2025 年度国内奨学生募集要項および応募書類は
大学女性協会ホームページからダウンロードできます

一般社団法人 大学女性協会
2025 年度国内奨学生募集要項

I 応募資格

- | | |
|---------|---|
| 一般奨学生 | 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍する女子学生で、学業・研究・人物ともに優れた者。 |
| 社会福祉奨学生 | 文部科学省の認可する大学の学部・大学院に在籍一年以上または大学院に在籍する女子学生で、身体に障害があり、かつ学業・研究・人物ともに優れた者。 |
| 安井医学奨学生 | 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍する女子学生で、医学・歯学・薬学を専攻し、かつ学業・研究・人物ともに優れた者。 |
| *備考 | <ul style="list-style-type: none">・ 1 大学から各部門 1 名ずつ3名まで、1名は1部門に限り応募することができる。・ 過去に当協会の奨学金を授与された者は、再応募することはできない。・ 在籍年数に休学期間は含まず、2026年2月末日に、在籍であること。・ 社会福祉奨学生は、身体障害者手帳の交付を受けていること。・ 経済的理由は、一切問わない。 |

II 支給額および募集人数

- | | | |
|---------|--|----------------|
| 一般奨学生 | 大学院生 30 万円 | 5名 |
| 社会福祉奨学生 | 学部生 20 万円 | |
| | 大学院生 30 万円 | 学部生、大学院生合わせて2名 |
| 安井医学奨学生 | 大学院生 30 万円 | 1名 |
| *備考 | <ul style="list-style-type: none">・ 応募状況により奨学生人数を変更することがある。・ 奨学金は1回限りである。 | |

III 提出書類（下記(1), (2), (3), (4), (6)はホームページからダウンロードして使用のこと。6月中旬掲載）

- 連絡用応募者情報
応募者全員は「連絡用応募者情報」に記載のURL/QRコードにアクセスし、枠内に必要な情報を記入し、「送信」ボタンで送信すること（印刷して提出は不要だが、送信日を自己紹介書内の該当欄に記入のこと）。
- (1) 履歴書・自己紹介書（写真貼付）
- (2) 一般社団法人大学女性協会国内奨学生推薦書
 - ・ 記入者は在籍する大学の学長・学部長・学科長・指導教員のいずれかであること。
 - ・ 学長氏名・印又は奨学金担当者職名・氏名・印が必要。
- (3) 研究・勉学の内容について
 - ・ 大学院生は様式A
 - ・ 学部生は様式B
- (4) 研究業績リストおよび社会的活動
 - ・ 大学院生のみ
- (5) 学業成績証明書
 - ・ 在籍する（直近に在籍した）大学院（学部生は大学）のもの。
- (6) 身体障害状況報告書と身体障害者手帳の写し
 - ・ 社会福祉奨学生のみ

IV 応募方法および締切り

応募者は、応募書類を在籍大学へ提出する。
大学は一括して2025年8月26日（火）（必着）までに、当協会支部が設置されている都道府県の大学は当該支部に、支部が設置されていない県の大学は本協会本部に、応募書類を提出すること。

V 結果通知

選考結果は、本人・大学学長・推薦支部長に2025年11月末日までに電子メールで通知する。

VI その他の留意事項

- (1) 一般奨学金、社会福祉奨学金、安井医学奨学金を授与された者は2027年3月31日までに本協会会長宛に[研究成果報告書]を提出すること。提出のない場合は奨学金の返還を求めることがある。
- (2) 国内奨学金贈呈式は2026年1月に東京において開催の予定。（詳細は後日通知する）
- (3) 不明の点は当協会又は当該支部に照会のこと。